

各省對案

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

整理減額總計表

所管別	減額	備考
一般會計		
經常部		
外務省	三七八、〇九一	
内務省	一〇六九、〇五九	
大藏省	一、一一一、九九八	
海軍省	三、一八三、三七三	
司法省	九四九、〇九八	
文部省	六四二、四七一	

農商務省	九二五、八八三
逓信省	二四六、七四七
計	一〇、七二〇、七二〇
臨時部	
外務省	二八、〇〇〇
内務省	四、九五九、一八一
大藏省	一、三四二、七九二
海軍省	二、四六〇、六四四
司法省	九七、六三〇

文部省	四〇一、四五六
農商務省	二、一五九、四五三
逓信省	六二九、二九五
計	一三、〇七八、四五二
合計	二二、七九九、一七一
特別會計	
專賣局	六〇二九、五六四
印刷局	一八五、〇九四
製鐵所	一二六、五一二

朝鮮總督府經費
補充金減

二、三五〇、〇〇〇

合計

四、六九一、一七〇

總計

二七、四九〇、三四一

右

二七、四九〇、三四一

ヨリ

歳出整理ニ伴ヒ歳入ノ減スヘキ額

茲整理減額中財源ノ伴ハサル分 五、五一八、〇五三

ヲ差引クトキハ新財源總計 二一、九七二、二八八

外務省ノ部

外務本省

一、參事官四人ヲ三人ニ、書記官十人ヲ九人ニ改ムルコト

二、取調局ヲ廢スルコト

三、翻譯官四人ヲ三人ニ改ムルコト

四、屬六十六人ヲ六十一人ニ改ムルコト

五、翻譯官補七人ヲ五人ニ改ムルコト

所屬官署

一、在外公館特命全權公使、大使館參事官、辦理公使通シテ十六人ヲ十四人ニ改ムルコト

- 二、大使館公使館通譯官通シテ七人ヲ五人ニ改ムルコト
- 三、外交官補領事官補通シテ四十八人ヲ四十三人ニ改ムルコト
- 四、外務書記生外務通譯生通シテ百四十八人ヲ百四十五人ニ改ムルコト
- 五、商務官ヲ廢スルコト
- 六、外交官及領事官試験委員ヲ廢スルコト

内務省ノ部

内務本省

- 一、内務省ニ於テ拓殖事務ヲ管理スルコト
- 二、内務事務官ヲ廢スルコト
- 三、技師九人ヲ七人ニ改ムルコト
- 四、技手十六人、屬百四十二人ヲ技手、屬通シテ百三十五人ニ改ムルコト

所屬官署

- 一、横濱衛生試験所ヲ廢シ技師九人ヲ七人ニ、技手三十人ヲ二十七人ニ、書記九人ヲ八人ニ改ムルコト

二、臨時建築事務従事職員ヲ廢スルコト

三、臨時檢疫豫防事務従事職員ヲ廢スルコト

四、警視廳職員中ニ消防司令(奏任)六人ヲ新置シ警視四十八人ヲ五十人ニ判任官定員百九十八人ヲ百六十人ニ官房主事二人ヲ一人ニ改メ方面監察ヲ廢シ監察官二人ヲ置クコト

八十三ノ警察署ヲ四十八警察署トスルコト

警視廳ニ消防手(判任待遇)ヲ置クコト

五、北海道廳事務官六人ヲ四人ニ、警視七人ヲ五人

ニ改メ勸業ヲ拓殖部ニ合スルコト

六、地方官官制中内務大臣指定縣ニ事務官四人ヲ

置キ得ルノ制ヲ廢シ、府縣判任官定員四千三百

八人ヲ四千九十三人ニ改ムルコト

大藏省ノ部

大藏本省

一 技手六人ヲ十二人ニ改ムルコト

二 屬 百九十五人ヲ百五十六人ニ改ムルコト

所屬官署

一 關稅率調查事務從事ノ臨時職員ヲ廢スルコト

二 造幣局屬十七人ヲ十五人ニ、技手十七人ヲ十五人

ニ改メ臨時職員ヲ廢スルコト

三 專賣局部長四人ヲ三人ニ、主事五十一人ヲ四十二人ニ、

主事補五十二人ヲ四十二人ニ、技師六十二人ヲ五十七人ニ、

書記二千五百九十人ヲ二千二百九十四人ニ、技手九百一人ヲ八百二十四人ニ改ムルコト

專賣局ノ部ヲ事業部、製造部、經理部ノ三部トシ赤穂及撫養ノ兩支局並茂木、松山府中ノ三製造所ヲ廢シ廣島製造所ヲ置クコト

四、税関監視官ヲ廢シ鑑定官十人ヲ七人ニ、事務官補三百三十八人ヲ二百九十五人ニ、監視百九人ヲ八十四人ニ、鑑定官補百六十二人ヲ百四十一人ニ、監吏八百二十三人ヲ七百二十八人ニ、技手七十五人ヲ六十六人ニ改ムルコト

五、税務監督局十三局ヲ十二局トシ、税務監督官十三人ヲ六人トシ税務監督官補三十九人ヲ事務官三十六人トシ屬四百八十人ヲ四百四十二人ニ、技手百三十五人ヲ百五人ニ改ムルコト

宇都宮及長野税務監督局ヲ合シ前橋ニ前橋税務監督局ヲ置クコト

六、税務署ヲ通シテ税務官百五十人ヲ司税官二十人、税務官百三十人トシ屬五千八百九十五人ヲ五千五百十三人ニ、技手百九十五人ヲ百五十七人ニ改ムルコト

七、家祿賞典祿處分事務臨時職員中屬十人ヲ五人ニ改ムルコト

内閣所屬職員

一、統計局技師及技手ヲ廢スルコト

二、恩給局審査官ヲ廢スルコト

三、屬定員五十七人ヲ四十七人ニ改ムルコト

印刷局

一、技師十人ヲ九人ニ改メ勅任技師ヲ廢スルコト

二、屬三十二人ヲ二十七人ニ改ムルコト

三、技手三十四人ヲ二十八人ニ改ムルコト

賞勳局

一、書記官二人ヲ一人ニ改ムルコト

二、屬五人ヲ四人ニ改メ臨時増置ノ屬六人ヲ五人ニ改ムルコト

法制局

一、參事官八人ヲ七人ニ改ムルコト

二、屬五人ヲ四人ニ改ムルコト

文官高等試験委員

一、外交官領事官試験委員ノ事務ヲ合スルコト

拓殖局

之ヲ廢シ其ノ事務ヲ内部省ニ移スコト

樞密院

一、顧問官定員二十八人ヲ二十四人ニ改ムルコト

二、專任秘書官ヲ廢スルコト

三、屬九人ヲ八人ニ改ムルコト

會計検査院

一、三部ヲ二部ニ改メ部長一人ヲ減スルコト

二、検査官四人、副検査官二人ヲ減スルコト

三、屬技手百八十九人ヲ百七十人ニ改ムルコト

行政裁判所

一、三部ヲ二部ニ定ムルコト

二、評定官定員十七人ヲ十一人ニ改ムルコト

- 三、勅任評定官ノ數ヲ限定スルコト
- 四、書記十二人ヲ十人ニ改ムルコト
- 五、臨時職員ヲ廢スルコト

貴族院事務局

- 一、書記官一人ヲ減スルコト
- 二、屬一人ヲ減スルコト
- 三、速記技手二人ヲ減スルコト
- 四、守衛番長一人ヲ減スルコト

衆議院事務局

貴族院ニ同シ

海軍省ノ部

- 一、海軍省定員中文庫主管ヲ兼務官トシ、經理局ノ主計中少監大主計技師七人ヲ六人ニ、屬五十五人ヲ四十七人ニ、技手三人ヲ二人ニ改ムルコト
- 二、海軍教育本部職責中海軍編修ヲ廢スルコト
- 三、海軍警査定員ヲ減スルコト
- 四、海軍監獄看守長十六人ヲ十五人ニ改ムルコト
- 五、海軍測器庫ヲ廢シ海軍水路部ノ權限ヲ縮小スルコト

六、旅順海軍經理部、旅順海軍病院、旅順海軍監獄

ヲ廢シ旅順海軍工伴部ヲ縮小スルコト

司法省ノ部

司法本省

一、参事官三人ヲ四人ニ改ムルコト

二、監獄事務官二人ヲ一人ニ改ムルコト

三、屬六十八人ヲ五十八人ニ改ムルコト

四、技師二人ヲ一人ニ技手四人ヲ三人ニ改ムルコト

所屬官署

一、臨時建築事務從事職負技師五人ヲ四人ニ、技手

十七人ヲ十三人ニ改ムルコト

二、典獄五十六人ヲ五十二人ニ改メ典獄補(奏任)二十

五人ヲ新置之看守長六百三十二人ヲ五百九人ニ
改ムルコト

文部省ノ部

文部本省

- 一、視學官十人ヲ九人ニ改ムルコト
- 二、技師二人ヲ一人ニ改ムルコト
- 三、技手三人、屬五十五人ヲ屬、技手通ニテ五十三人ニ改ムルコト

所屬官署

- 一、國語調査委員會、文藝委員會、通俗教育調査委員會ヲ廢スルコト

農商務省ノ部

農商務本省

一、參事官四人、書記官八人、事務官二十人ニ改ムルコト

二、保險事務官補四人ヲ三人ニ改ムルコト

三、技師四十五人、技官四十四人ニ改ムルコト

四、技手六十四人、屬八十八人、書記技手通シテ百四十五人ニ改ムルコト

所屬官署

一、農務局ノ事務ニ従事スル臨時職員ヲ廢スルコト

二、山林事務ニ従事スル臨時職員林務技師六十三人ヲ林務技師官五十一人ニ、屬技師七百一人ヲ書記技師五百六十一人ニ改メ山林局書記官及林務官ヲ廢スルコト

三、山林局ノ事務ニ従事スル臨時職員技師四人ヲ三人ニ改メ山林局事務官ヲ廢スルコト

四、鑛物ノ調査ニ従事スル臨時職員技師五人ヲ四人ニ、技師十四人ヲ十一人ニ改メ屬ヲ廢スルコト

五、専用漁業免許處分ノ調査ニ従事スル臨時職員ヲ廢スルコト

六、遠洋漁業獎勵事務ニ従事スル臨時職員ヲ廢スルコト

七、特許局ノ事務官及技師十一人ヲ九人ニ、審査官二十四人ヲ二十人ニ、審査官補二十七人ヲ二十四人ニ、屬十六人技師五人ヲ書記及技師十九人ニ改ムルコト

八、農事試験場技師三十三人ヲ二十八人ニ、技師四十人ヲ書記八人ヲ技師書記四十四人ニ改ムルコト

九、蠶業講習所技師十七人ヲ十五人ニ、技師十七人ヲ書記八人ヲ技師書記通ニテ二十二人ニ改メ

従来ノ二所ヲ一所トスルコト

一〇、生絲検査所技師七人ヲ六人ニ、技手十八人、書記五人ヲ技手書記通シテ二十人ニ改ムルコト

一一、工業試験所技手十九人書記四人ヲ通シテ二十二人ニ改ムルコト

一二、花筵検査所技師三人ヲ二人ニ、書記六人技手十一人ヲ通シテ十五人ニ改ムルコト

一三、十大林区署ヲ七大林区署ニ減シ、林務官十九人ヲ十六人ニ、林務技師三十人ヲ二十六人ニ、林務属林務技手通シテ七百五十七人ヲ六百五十五人ニ、

森林主事千三百十七人ヲ千二百八十人ニ改ムルコト

一四、鑛山監督署五署ヲ三署ニ減シ署長五人ヲ三人

ニ、事務官八人ヲ四人ニ、技師三十七人ヲ二十七人ニ、書記六十五人技手百三十四人ヲ通シテ百四十九人ニ改ムルコト

一五、水産講習所技師十一人ヲ十人ニ、技手十一人書記六人ヲ通シテ十四人ニ改ムルコト

一六、生産調査會ヲ廢スルコト

遞信省ノ部

遞信本省

- 一、卷事官三人、書記官八人ヲ事務官十二人ニ改ムルコト
- 二、電氣事務官ヲ廢スルコト
- 三、技師五十一人ヲ三十八人ニ改ムルコト
- 四、屬二百六人ヲ百六十五人ニ改ムルコト
- 五、技手七十六人ヲ五十二人ニ改ムルコト

所屬官署

- 一、航路標識管理所ヲ廢シ燈臺局ヲ新設スルコト
- 二、逋信管理局ヲ廢シ逋信局八局ヲ置クコト

三、通信官吏練習所ヲ特置スルコト

四、電話交換擴張事務臨時職員トシテ通信官一人
通信技官五人、通信書記十六人、通信技手八十
九人ヲ置クコト

五、郵便貯金局、燈臺局、通信局、通信官吏練習所、
海底電線敷設船及通信官署ハ通シテ其ノ定
員ヲ充ノ如ク定ムルコト

郵便貯金局長 一人

燈臺局長 一人

通信局長 八人

郵便貯金局事務官 一人

通信局事務官 八人

通信官 五十人

通信官補 六十八人

通信技官 五十人

通信技官補 三十三人

通信書記 二千二百二十四人

通信技手 六百八十二人

通信書記補 三千二百五十八人

一等燈臺 各三人
二等燈臺

官制整理案

通航信号所

各五人

其他燈臺
信号所

各二人

六、商船學校教授十七人ヲ十六人ニ、教諭十二人ヲ十

一人ニ、助教授十一人ヲ十人ニ、書記六人ヲ五人ニ改

ムルコト

七、臨時發電水力調査局ヲ廢スルコト